

Ⅲ 今後の暮らしの場に向けて

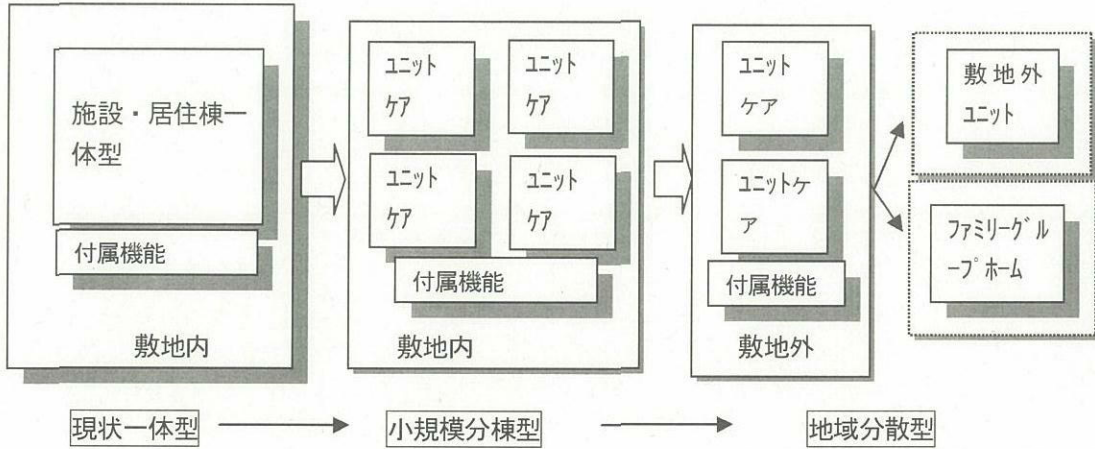
児童施設分科会では、平成 15 年「子どもの施設としての知的障害児施設の検証と提言」を発表し、

- 子どもの特性に応じた施設形態・基準、あり方の検討
 - ・ 小規模・地域分散型体系へ
 - ・ ファミリーグループホーム、専門里親の設置・拡充へ

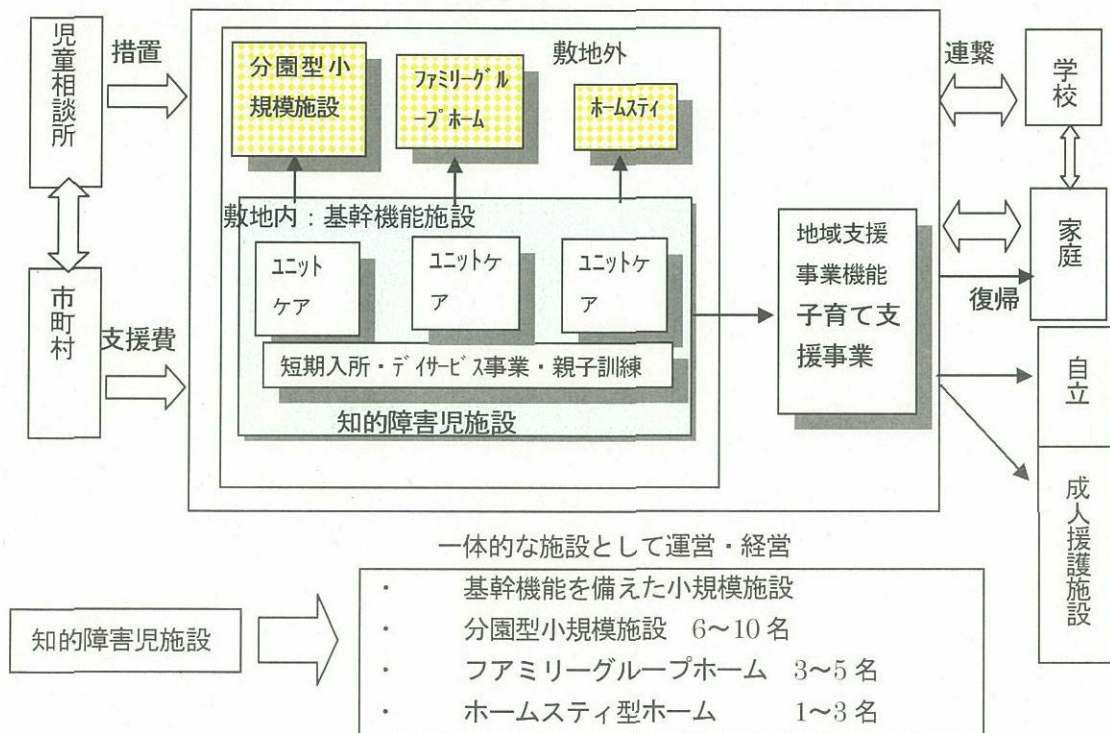
少なくとも児童養護施設に地域小規模型の体系を導入する。

以下のようなイメージを示した。

施設の改革の提案イメージ



児童施設の将来像のイメージ図 (厚生科学研究 16 年岡田主任研究山村分担班)



今後の施設のあり方を検討するあたり

障害児入所施設は、福祉型施設と医療型施設に大別して、その目的や生活に応じた機能の整備を行なう。知的障害児施設の実態は、児童養護施設と同様な実態があり他の児童福祉施設と一体的に検討する。その具体的な事項を以下の点を提案したい。

- (1) 障害児施策と障害者施策は、ライフステージの特性に応じた満 18 歳を基本とした支援体系を確立する。
 - ① 利用の延長規定を見直す。満 18 歳の年度末(高校卒業まで)を基本として障害者支援施設への移行を促進する。
 - ② 経過措置として障害児施設の在籍延長は、満 20 歳までを基本として最大満 23 歳に止める支援体制を整備し、その上で児童福祉施設としての機能を維持確立する。
 - ③ 過剰児施策は、知的障害児施設で成人施設の代替をすることなく、障害者支援施設等の整備計画により円滑に移行できる体制を整備する。
 - ④ 平成 11 年の児・者併設施設は、盲児・ろうあ児施設と同様に知的障害児施設も定員 5 名からの措置を講じ、者の併設型施設への導入の弾力化を図る。
- (2) 今後の知的障害児施設のあり方、機能について以下の点を考慮する。
 - ① 知的障害児施設は、学校教育、社会教育や地域活動、医療等の連携の上で生活支援を行なうこと、1 日、1 週間、1 ヶ月、1 年の生活全般を通して児童の成長発達を図ることから大人の場合とは異なり日中活動と夜の生活とは分離できないため、児童期の特性に応じた一体的な施設機能とする。
 - ② 知的障害児施設は、虐待・ネグレクト等適切な養育環境に欠けることから家庭から分離されることになった児童に対する成長・発達に及ぼす影響が大きいため、大人との愛着関係を確保する家庭に代わる養育支援の役割を基本とし、必要に応じて発達支援・療育支援等一体的に提供する施設とする。
 - ③ 知的障害児施設においても、家庭との連携や施設生活の家庭的環境の整備を促進するため、児童養護施設に認められているグループケア方式、分園型施設、地域小規模養護施設等を導入し施設ケアの小規模化の促進を図る。
 - ④ 施設入所前の家族支援、入所後の家族再統合等に向けた支援の重要性が増しており、その機能を担う相談支援等の専門職種を配置した子ども家庭支援センター・子ども地域療育センター等を新たな事業として創設する。
 - ⑤ 知的障害児施設の機能は、文部科学省との連携のもとに特別支援学校等の高等部までの就学保障、更には専攻科 2 年の設置を促進し、大人の福祉サービスへの移行支援が円滑となるように教育・医療との連携のもとに確立する。
 - ⑥ 障害児入所施設は、他の児童福祉施設と整合性を図るとともに障害の特性に応じた最低基準等を抜本的に見直しをする。
 - 最低基準の居室面積、居室定員の見直しをする。
 - 職員配置基準の児童 4.3 人に 1 人を 2 人に 1 人以上の配置とする。
 - 施設整備国庫補助基準の拡充を図り、家庭支援センター等必要な事業も対象とする。

以上